

第24回 上牧町まちづくり基本条例策定委員会

日時 平成24年11月30日（金）
午後1時00分から
場所 上牧町役場 3階 委員会室

次 第

1 開 会

2 「町民部会専管テーマに係る条文（案）」の検討・確定について

3 『上牧町まちづくり基本条例策定スケジュール工程表 続（案）』の検討・確定
について

4 その他

5 閉 会

上牧町まちづくり基本条例策定委員会（第24回）議事録

開催日時 平成24年11月30日（金） 午後1時～午後4時
開催場所 上牧町役場 3階 委員会室
出席者 委員 18名
欠席者 委員 5名（西田委員、山中委員、梶野委員、辻委員、植村委員）
傍聴者 0名
事務局 都市環境部 外川部長、同部まちづくり推進課 西山課長、福西課長補佐、
松井係長、野村主事

開 会

委員長あいさつ

議 長 それでは議事のほうを進めていきたい。はじめに、町民部会の専管テーマに係る条文（案）の検討・確定ということで、足立部会長から説明をお願いしたい。

足立委員 <町民部会の専管テーマに係る条文（案）「第12条」についての説明>

議 長 足立部会長からの説明のとおり変更などがあったが、何かこのことについて意見はないか。

畑中委員 第11条の「町民においても」であるが、この言葉は、とき、場合、場所を示すときに使う言葉であるので、この場合は、「・・・についても」がいいのではないかと思う。

議 長 その件については、今後の調整事項にしたいと思う。

田島委員 前回の第12条のところで、町民は参画にあたっては、自らの発言と行動に責任を持ちということを入れるということと、まちづくりへの参加、不参加を理由に差別的な取り扱いを受けることはないというこの二つについてはどうかという提案をさせてもらったが、それについてはどのような結論で条文に入れなかったのか教えてほしい。

足立委員 第12条の最後の部分の「尊重しなければならない」ということで、その意味合いは入っているということで、部会としての結論である。

田島委員 作る側のほうは、そういった意図で書かれていると思うが、一般の方が読んだときに自らの発言と行動に責任を持つという意味合いが、「互いの活動を尊重しなければならない」というようには私自身は思えないというのと、あとは、「参加、不参加を理由に差別的な取り扱いを受けることはない」というのもこの条文から汲み取るのはかなり想像力を持って読まないといけないような気がする。やはりそこはきちんと謳っておいたほうがいいのではないかと思う。

井尻委員 参加・不参加の意見であるが、この条例で差別的な取り扱いを受けることはないというのは、あえて必要なのか私は疑問である。あるいはどういったことを想定して意見を言われたのかお聞きしたい。

田島委員 皆が参加するという雰囲気になってくると逆に、自治会の掃除でも高齢で行けないというようなときでも、負い目を感じてしまう。そこはあくまでも自由意志にしておかないと仲間からのプレッシャーが生じるのも事実である。

小林委員 今の田島委員の二つの話は、他の市町村の条例では良く入っているという例も多いというのは事実である。ここの条文の書き方は、自治活動に責任を持つような表現はないので、あえて不利益が被らないという書き方をしなくても、この文章であれば大丈夫だと思う。
あとは、発言と行動に責任を持つに関しては、あってもなくてもどちらでもいいと思う。

畑中委員 私はあったほうがいいと思う。

柄沢委員 私も畑中委員と同意見である。発言と行動に責任を持つに関しては、非常に大事なことである。それと不利益が被らないという表現については、小林副委員長と同じ意見である。

小林委員 責任を持つというのは、具体的にどのように責任を持つのか、どんな責任を取らせるのか、会社ではないので懲戒規定があるわけではないので、その難しさがあるのではないかとということで、どちらでもいいという意見である。

遠山委員 不参加によつての差別というのは、互いの活動を尊重しなければならないに含まれてもいいと思うので、あえて不参加による差別という表現は要らないと思う。責任を持つというのは、私も小林委員と同じ意見である。

田島委員 別にどうしても入れてほしいというわけではないが、先ほどの責任という意味かという意見に対しては、参画にあたっては、公共の福祉に配慮するというので、一般に議員や町の職員は町民全体の福祉の観点から仕事をしなければならないが、実際に町民がそこに参加していくということになれば、自分自身だけではなくて全体の福祉という視点も必要であるということが参画にあたっては考えなければならないという意味で、「公共の福祉に配慮し、自らの発言と行動に責任を持つ」という表現になるので、自分の視点から発言するのではなくて、参画という権利を持つ以上は、町職員と同じく全体の視点というのも入れておく必要があるということである。

議 長 「不参加による差別」については、含まれているという認識で決は採らないが、「責任を持つ」という文言を入れるかどうかの決を採りたい。(決の結果：原文のまま)

では、次の第13条について、足立部会長から説明をお願いしたい。

足立委員 <町民部会の専管テーマに係る条文(案)「第13条」についての説明>

議 長 第13条については、前回と内容は変わっていないが、標題が「まちづくり参画における町の責務」に変更したという内容である。何か意見等はないか。

小林委員 第13条のところは「・・・まちづくりに参画する諸活動を尊重」とあるが、尊重だけではなくて「支援」という言葉があったほうがいいと思う。具体的には、活動場所の提供や活動補助金があり、ここは「かつ可能な支援」という少し制限のある表現でいいのではないかと思う。

畑中委員 支援に「可能な」を付けなくてもいいのではないか。今何かいい条文案がないか思案している。

足立委員 私も「可能な支援」はいいと思う。

小林委員 尊重というのは具体性がなく、極めて曖昧な表現である。「支援」という言葉に具体性があると思うので、あとは条文をいいように変えてもらったらいいと思う。

遠山委員 私はどちらかというところ、ここは尊重だけに留めておいたほうがいいのではないかという意見である。支援と書いてしまうと具体的にどんな支援なのか書かなくてはいけない。すべてを支援しなければならなくなってしまうのではないかという気がする。

足立委員 今の「支援」という言葉であるが、協議会のイメージのなかで、「支援」という言葉を書かせてもらったので、そういった意味で「支援」があったほうがいいということを申し上げた。尊重しなければいけないというのに支援も含まれているというのはそのとおりだと思う。

藤村委員 今の意見は、協議会のイメージを解説のなかに入れるというので解決するのではないか。条文はこれでいいと思う。

議 長 条文については、「・・・尊重しなければならない。」で、支援については、解説に書くということで委員会の条文案とする。
では、第20条の住民投票に進みたいが、行政部会のところで住民投票の条文は、町民部会の素案に委ねたいと書かれているので、今から説明する条文案で、住民投票の案としていきたい。

足立委員 <町民部会の専管テーマに係る条文（案）「第20条」についての説明>

議 長 皆さんの意見を聞く前に、行政部会の議論をしたなかで、皆さんの決を採った件で、どういった内容であったのかということを確認し、テープを掘り起こした結果、第3項については、請求や投票資格など

を基本条例に記載するかどうか、それについての決議を採ったということであった。これについては、過半数により基本条例では具体的な請求や投票資格などは定めないということであったので、それ以外の意見を挙手にて発言をお願いしたい。

藤村委員 行政部会で、各委員に文書にて確認をとって、こういった形で行きたいという了解はとっている。住民投票の条例は町民部会に委ねるということで考えている。第4項に行政部会でも議論した内容がここに書かれている。

小林委員 私も今はこれでいいと思うが、ただ、これからいろいろな場面でこの委員会に関係した者として、住民投票については、皆さん関心があると思う。そのときに質問を受けることがあるかも知れないので、共通の理解として持っておいたほうがいい。

第20条の第1項と第2項は、書かなくても今の地方自治法で保障されている権利である。そういった意味で第3項と第4項が新しいことである。第3項では別で定めるとなっているが何も決めていない。委員会では何も決めていないというのが第3項である。細かいところはたくさんあるが、大事なポイントは二つあって、一つ目は投票資格で、多くは公職選挙法上の選挙権と同じように20歳以上の青年が住民投票をできるというのが一般的である。ところが、一部の自治体は投票要件を緩和しているところがあって、18歳や外国人にも投票権があったりするが、そういったところをどう考えるのか。

二つ目のポイントは、地方自治法で決めている住民投票というのは、第1項がそうであるが、50分の1の署名を集めても自動的にには行わなくてもいい。その署名が出てきたら議会にかけて過半数の賛成が得られてはじめて住民投票が始まる。ところが、他の市町村で自治基本条例を定めているところは、議会の議決を経ないでも自動的に住民投票をすることができる。そのためにハードルは高くなっているというところもあるが、そここのところに対する委員会としての見解は今回何も議論しなかったということで、第3項に委ねるということで、次回の委員会で議論してもらおうということの共通の理解でいいと思う。

井尻委員 先ほどの共通理解というのは必要だと思う。地方自治法に書かれているのは、解職請求など限定的な事項についてのことであると思うが、この条例

で住民投票の制度を作るというのは、いろいろな行政判断のときにも可能なようにしようというような考えではなかったかと思うので、共通理解ということであれば、ここら辺をはっきりさせておいたほうがいいのではないかな。

小林委員 地方自治法にいろいろな住民請求権が定められていて、要は議会の解散請求や町長の罷免請求などはできる。そのためには、有権者の3分の1以上の署名が集まれば、首長に請求ができる。例は少ないが、阿久根市で竹原市長が罷免されたという例がある。実際問題で有権者の3分の1以上の署名を集めるとなれば至難の業である。

それから、いわゆる一般の住民投票は、有権者の50分の1以上の署名を集めれば、議会で決まったことに対して請求することができる。

井尻委員が言った解職請求とは桁が違う話であるが、両方とも地方自治法に規定があるということで理解しておけばいいのではないかなと思う。

遠山委員 補足であるが、50分の1以上というのは、有権者の50分の1以上をもって条例を作るという請求ができるという権利である。住民投票条例を作ってという請求が50分の1でできるということで、それについては、条例を作るということになるので、議会の議決が必要になってくるという解釈である。

小林委員 もう一点大事なことは、第20条の主語の問題で、「町民は請求できる」ということで、地方自治法で決めている請求者は20歳以上の有権者である。もし、町民の定義が20歳未満や働いている人、法人とかになってくると全然話が合わないことになってくる。だから後日、町民住民の定義をどうするかという問題が調整事項で残っているが、よれによってこの書きぶりを見直さないといけないということを前提にした暫定結論ということで進めたらどうかと思う。

畑中委員 言葉の話であるが、第2項の「議会及び町長は」とあるが、及びというのは小さい要素がいくつかあって、例えばA、B、C、及びDというように、こういうものはというときに使うことが多い。この場合であると、議会は議会で発議し、町長は町長で発議することが多く、一緒になって発議することはないと思うので、「議会、町長は」と別々にしてはどうかと思う。

もう一つは、第3項の終わりのほうで、「必要な事項」であるが、実施に関しとなると、別に定めるに係ってくる。だからこれは、町の仕事になってくる。もう一つは、必要な事項に係る場合は、「実施に関する必要な事項」としてはどうか。今後整理していくときに思い出してもらえればいいと思う。

議長 今の意見は、最終的なコンプライアンス等の全体的な並びのなかで、検討していきたいと思うが、内容的に意義がなければこちらの意見のとおりにしたいと思う。【委員からの異議なし】

足立委員 <町民部会の専管テーマに係る条文（案）「第30条」についての説明>

議長 ここで休憩とする。休憩後は、まちづくり協議会についての質問や意見をお聞きしたいと思う。

— 休 憩 —

議長 それでは、定刻となったので再開したいと思う。まちづくり協議会について、質問や意見等があれば挙手にて発言をお願いしたい。

藤村委員 大変であるという第一印象で、これを作ったときの前提条件を教えてください。常設を考えているのか、テーマごとに臨時的に考えているのか、誰が音頭を取ってしようとしているのか教えてください。
例えば、総合計画で素案の段階から町民が参画しなさいということを条文で決めたと思う。このまちづくり協議会の主語は町民であるから、町民がどうやってこれを設置するのかというところが見えないと先が読めない。その辺りの前提条件も少し教えてください。

足立委員 常設かどうかという問題も部会のなかでも分かれていて、常設しておかないとなかなか始まらないということも考えられるし、また常設すると費用がかかってしまうことも考えられるが、実際のところは決めていない。常設にしたいという希望は持っている。誰が音頭を取るのかということに関しても深く検討はしていない。

小林委員 一つは、町民部会から他の市町村からの資料が配られたが、すべて内容が違う。現在、自治会活動が高齢化もあって非常に厳しい状況であるので、このまちづくり協議会は皆さん関心があると思う。あと10年もすれば自治会が成立しなくなるという可能性があるので、まちづくり協議会が展開されることが望ましいと思っている。

しかし最大の懸念は、本当にこれができるのか。私はできないと思う。まず、生駒市の条文を参考にしているのであれば、生駒市がどのような状況であるのか、把握したうえで条文づくりをするべきである。また、誰が音頭をとって運営していくのか、資金はどうするのかも考えていかないといけない。具体的なことを条文にしないまでも、この委員会ではメンバーで共通化しておかないと住民説明会等で説明できないと思う。

足立委員 条文については生駒市を参考にしたが、どのようにしたら町がよくなるのかという話し合いのなかで、まちづくり協議会のイメージを作り出したので、生駒市のものとは少し違うと思う。

小林委員 生駒市とは違うにしても、現状がどうなっているかぐらいは調べておかないと不十分であると思う。責任のある議論ではないのではないか。しかも、このまちづくり協議会はやろうと思えば、自治連合会が主体となれば、すぐにでもできる。別に新しく作らなくても発展的にできる。

柄沢委員 町にまちづくり協議会は一つであるというようになっていたと思うが、第30条の解説のところでは、地域の課題について話し合うということになっているので、それぞれの地域の課題を一つのテーブルで話し合うということなのか。

どこかの条例で地域協議会を作るというのがあったが、小学校区を一つとして地域の課題について話し合っ、自治会、婦人会や子ども会などが集まって地域の課題について話し合うのだが、地域の課題について一つのテーブルで話し合うというのがしっくりこない。

このイメージを見ていたらすごく大きな組織になるのではないか、専用の事務局を作らないと前に進まないと思う。現在の状況だけではなく10年後の状況も踏まえて考えていかないといけない。

三浦委員 まちづくり協議会については作るのが先である。やりたいと思う人が作っ

ていけばいいのではないか。

小林委員 これから高齢化になり、自治会活動は特に必要になってくる。自治会以外の組織が高齢者の見守りをどうするのか。これまで以上に自治会組織がしっかりして、年寄り世代の防犯防災についても助け合う形で、自治防犯防災をやっていこうということの必要性が高まっている。ところが高齢化するなかで誰がそれを担っていくのかということになってくる。そういった意味でまちづくり協議会には期待はしているが実現性についてのイメージができない。他の市町村でも条例に盛り込んでいるが、私たちの条例にも盛り込むのであれば、もう少し具体化する必要があるのではないか。

柄沢委員 私は自治会が崩壊するという話をしているわけではなくて、まず、地域の課題について話し合いをするのであれば、地域協議会的なものを立ち上げるべきではないか。町に一つしかないというのはおかしいと思ったので、先ほど述べさせてもらった。
今でているまちづくり協議会の位置が、地域の問題なのか、町全体の問題なのか、はっきりしていないと感じた。

足立委員 この協議会は、決議するわけではないので、何か参考になってもらえればという組織である。全体は全体の話で必要になってくるし、地域は地域の話として必要になってくる。共助という意味での協議会が機能すればいいと考えている。

小林委員 もう一点気になっているのが、足立部会長が「この協議会は、決議するわけではない」と言ったが、第4項のところに「可能な限り反映しなければならない」となっている。尊重ではなく反映になっていて、これは極めて危険な表現であると思う。
この協議会が実現するためには、どのような共通イメージを持ったほうがいいのか、どこまで規定するのか、よく議論しておかないといけない。でないと、いろいろなところから指摘を受けるのではないか。

木村委員 いろいろ議論されているが、今はまちづくり協議会を作ることによって決めて、その後の具体的なことは、その協議会のなかで決めていくという方でいいのではないか。

藤村委員 行政側からの提案と町民側からの提案をクロスにして考えればもう少し軽い形になるのではないか。

小林委員 藤村委員の意見に賛成である。町がそういった場を設けて住民が参画するような形で問題を話し合い、深めていくというような場を作るという規定をすることが現実的かなと思う。

足立委員 町のほうからという考えであるが、町が受け皿を作って参画するというのは、どうしても受身になってしまうので、自ら動くという精神で、人材を育てたりしていこうと考えているので、初めから受け皿を作ってもらい形であると人が育つという意味では、なかなか育ちにくい土壤になってしまうのではないかと懸念している。初めから無理だということではなく、もう少し住民を信じて前向きな姿勢でないといけないと思う。

小林委員 まちづくり協議会については、反対はしていない。自発的に行っている人づくりが成功している事例があるのか、次回でも紹介してもらいたい。単に望ましいというだけではいけない。

三浦委員 上牧町でもすでにやっているところはある。その地域でも成功例もあれば失敗例もある。西大和6自治会でも失敗例のほうが多いのではないか。

小林委員 三浦委員の懸念している部分と私の申しあげている部分が少し違うと思うが、私が言っているのはシステムとして取り上げるということであるので、まちづくり協議会の一つとして、自発的な人づくりを作っていくとしたら、そこはどんなシステムなのか。説得力のある形で町民に示せるようにしないといけないと、責任ある委員会の仕事といえないのではないか。

井尻委員 イメージ的には、総合的な協議会を作れる根拠を持っておく、あるいは、一定のテーマで何かをするときには、こういった協議会を作ることができるということにして、任意でも作れるとおっしゃったが、法的根拠を与えて作ることができるという規定を持っておくのが大事ではないか。

小林委員 書いて何が一番違うかというと、高浜市や生駒市もそうだがお金の問題で

ある。町から活動資金をもらうことを書いておくということに意味があるわけである。ほかの市町村では、お金との絡みでまちづくり基本条例に根拠を求めてかいてあると思って読んだ。しかし上牧町ではお金の話は一切入っていないので、書くことの意味がほとんど少ないような気がする。それと昔から住んでいる住民と新しい住民とでは自治会活動への意識が違うということも考えておかなければならない。

遠山委員 条例にこういった協議会を作るということを宣言する根拠例示をすることに賛成である。お金のことについての条例がないと書く意味がないという意見もあったが、私はそれよりも作るといふことのほうが大事であると思う。また、事例の件であるが、仮に他の市町村の事例が一つもなかったとしても、まちづくり協議会を作りたいという希望があるので、条文にしている。

藤井委員 今日の午前中に社会福祉協議会のほうで会議があり、今議論されているこのまちづくり協議会の図とまったく同じことの会議であった。いわゆる地域活動の協議会ということで議論している。話の中身もこの内容とほとんど同じで、今日の会議に先立って5つの地区で座談会が行われていて、その結果を持ち寄ったところ、町にあるべき姿、困っている問題などまさにまちづくりの内容と一致している。これらをもとに社会福祉協議会では3年、5年計画でどうしていくかを検討されているので、それとうまく連携していくことが大切であると思うが、各大字が機能していないことが指摘されていて、そのあたりをカバーできれば、これからのまちづくりになると思うので、この条文の原案どおりにやってほしいと思う。ただ、いろいろな方がいるので、非宗教的、非政治的などを排除する形での参画をきちんと謳って進めてもらいたい。

それと、生駒市の協議会がどのようなものか、調べておく必要があると思う。もし失敗しているようであれば、それをカバーするような条文を作ればいいと思う。

小林委員 藤井委員の意見のように、生駒市がどのようにされているのか調べておく必要があると思う。

もう一点は、条文の「可能な限りの反映」というのは、書き過ぎであると思うので、再考してもらいたい。

田島委員 私がはじめにまちづくり協議会というのは、各地域の関係者が集まって、地域の課題等について話し合うというものと考えていた。

町民部会から配付してもらった資料で黒部市の協議会があった。観光PRや町に花があふれることを目標とした活動や地域や商店街の活性化に取り組むといった様々な活動をまとめていく協議会があるが、それに近いイメージということか。

遠山委員 町民部会としては、そこまでのイメージはない。まず、まちづくり協議会を実際に作るとなると設置準備委員会を立ち上げて、まちづくり協議会設置条例を作らないといけないと思う。そこで具体的なことを議論して決めていくことであるので、まちづくり協議会設置条例を作るために、基本条例にまちづくり協議会を謳っていくというイメージであるというように理解している。

田島委員 町制に関して作られるのが、法律が必要で条例が作られることであって、自治活動であれば、なおかつ町民が自主的に行うのに条例を作るのは必要であるのか。

遠山委員 ある程度の町からの支援があるとしたら、条例がないと町は支援できないというように解釈するので、条例を作っている。

足立委員 二点お聞きしたいことがあるが、議員の立場からどのような意見を持っておられるか教えてもらいたい。

各々イメージは持っていて、今、提示しているイメージだけではなくて、これから議論をして形を決めていかなければならないと考えている。

東 委員 このまちづくり協議会のイメージというのは、真ん中に自治連合会があるので、中心になっていくのかなという想像はされるのだが、そうではなくて、私のイメージとしては、町のペガサスフェスタ（体育祭から文化祭、イベント）のなかで、各種団体の方がいろいろな知恵を出しあって、運営していくというのもまちづくり協議会の一つのあり方なのかなと考えた。今後はいろいろなイベントも町でされると思おうが、そういったところでまちづくり協議会が機能すれば、よりいいものを作られていけば町のあり

方としても私はありだと思う。

この条文では具体的なところまで書くのではなくて、できるところから一つ一つ進めていくような協議会であればいいと考えている。

堀内委員 まちづくり基本条例の観点からいうと、協働と参画がほぼ固まった状態であると思う。基本条例であるので、目標や今後のテーマを盛り込んでいくという要素がある。町のすべての制度に関わる条例であるという考え方から少しはみ出てもいいと思う。全国の基本条例を見ても目標を語る部分も盛り込まれているので、このところはあまり細かい、現実的な話を盛り込むことは難しいと思うので、皆でこういった町にして行こうという感じでいいと思う。

小田委員 町民部会では、町に協議会是一个であるという結論は得ている。生駒市などの制度を調べて、そこらは複数の協議会を持っているが、上牧町では、そういった実態には馴染まないであろうということで一つになったという経緯がある。現在は、各自治会を中心にしたイメージ図である。真ん中の自治連合会というところをまちづくり協議会に置き換えて、自治連合会をNPOやPTAなどと同列に扱ってもらい、それぞれの団体が、まちづくり協議会のルールでもって参加し、それぞれの課題を連絡、調整、協議をして、そこで決まったことをそれぞれやるべき団体でやってもらい、できなければ、できるような組織づくりを考えるというようなイメージも考えられるのではないかと思う。

また、そうなれば条文のほうも第30条の1「地域で活動している多様な」を「町で」、「町域で」というようになり、2番目の「まちづくり協議会」は当該地域というのは上牧町であるから不要になる。4番目の「可能な限り反映」というのは「尊重」とかいう言葉に置き換えてもらえば意味は同じになると思う。

小林委員 今の説明であれば極めてイメージははっきりする。

各団体が並列であれば、どこが中心となってスタートさせるのかが問題となってくるのではないかという心配がでてくる。

東 委員 社会福祉協議会も同じテーマでもって、協議会のようなものを策定しようとしているので、もしかすると話が盛り上がって、社会福祉協議会が中心

になって一つの協議会が形成されるということも考えられるので、ここは協議会を作るということではないか。

小林委員 理想は理想でいいのだけれども、何か解決するイメージを少なくともこの委員会で持っていないと無責任だと思う。

木村委員 議事進行について、話が多岐に渡り過ぎていろいろな方向に向いているので、まとまっていない。この議題については次回に持ち越してほしい。

田島委員 小田委員の説明で、まちづくり協議会のイメージがよく分かった。それであれば黒部市のまちづくり協議会の「市民一人ひとりからはじめるまちづくり」を合言葉にというイメージが一番近いのかなと思った。

議 長 大体のイメージができたと思うので、まちづくり協議会の条項については、次回の冒頭でもう一度議論したいと思う。

小林委員 町民部会で次回に提案されるイメージを整理していただきたい。

議 長 ということであれば、次々回の冒頭で再検討したいと思う。
それでは次に、スケジュール工程表・続（案）について、委員会は12月7日、21日、1月末をもって町長に答申し、この委員会は終了となる。前回の町長のほうから説明のあった内容で工程表を進めてきたが、時間が限られているとはいえ、一定の方向が出ないまま答申は当然できないわけであるから、何とか間に合うように議事進行を進めたいが、このスケジュール工程表で進めてもよろしいか。（委員からの異議なし）
それでは、お手元の資料の（案）を消していただき、こちらの工程表で進めていきたいと思うので、皆さんのご協力をお願いしたい。
最後であるが、行政部会からのコンプライアンスについての提案ということで、藤村部会長から説明をお願いしたい。

藤村委員 コンプライアンスについての説明

議 長 提案であるが、次回の冒頭部分で時間をとって、皆さんからの意見を募り条文を決めていきたいと思う。

小林委員 先ほどの説明で気になったのは、施策に限定されているが、それ以外にも町の全体の話の条文であるから、施策となれば範囲が狭いのではないかと思う。それこそ適切な言葉があるのではないかと思うので、考えてもらいたい。

議 長 それでは、本日の次第はすべて終了となるが、何か報告事項はないか。

東 委員 ただいま上牧町議会では、議会基本条例を策定している。それで案文を委員の皆さんに検討していただいて、このまちづくり基本条例との整合性はどうかというところも含めて意見をいただいた。多岐に渡ったわけであるが、修正できるところは修正するというスタンスでやっている。議会基本条例については、3月に議会に上程したいと考えている。皆さんとのお約束で町議会が少しでも評価いただけるようにしていきたいということで、できることからやっていきたいと思っている。議会報告会も1月19日あたりに、議会がどうして公社を解散させるのかということもきちんとご説明できる場も作っていきたい。

閉 会 委員長の閉会宣言により会議終了

次回は12月7日（金）午後1時から、庁舎西館3階集会室にて開催